

住宅用火災警報器は設置されましたか？

那賀消防組合

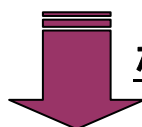


消防法の改正に伴う那賀消防組合火災予防条例の改正により、すべての住宅（戸建て・共同住宅・併用住宅）に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられています。

新築住宅・・・平成18年6月1日から設置が義務化されています。

既存住宅・・・平成23年5月31日までに設置する必要があります。

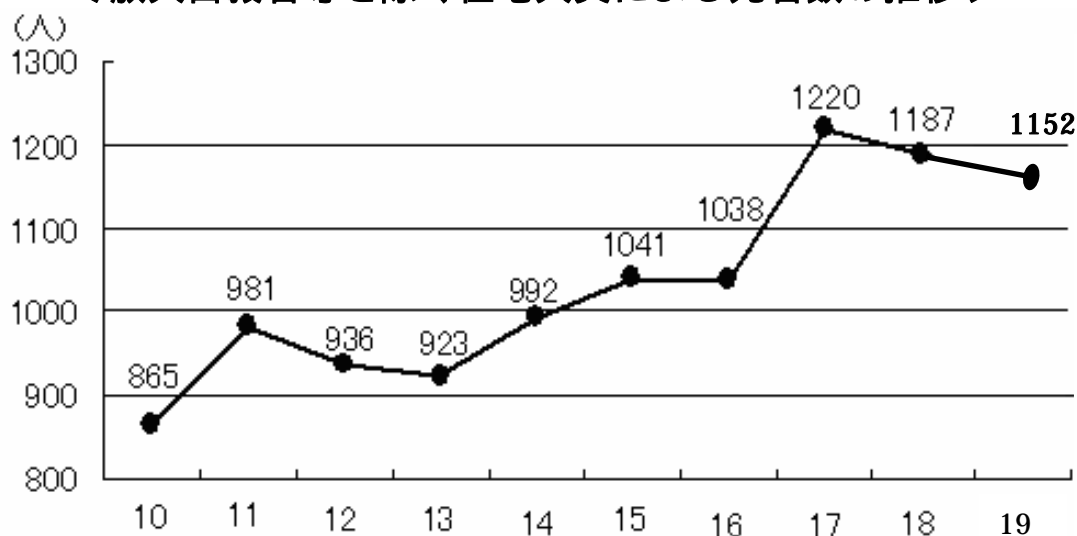
既存住宅とは、平成18年6月1日の時点で既に建築されていた住宅のことをいいます。



なぜ設置が必要なの？

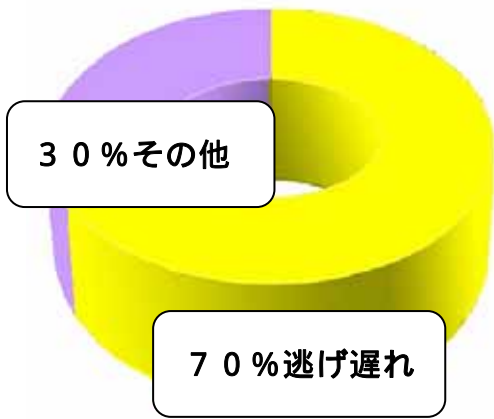
全国では、毎年約18,000件発生している住宅火災により、1,000名以上もの尊い命が失われています。

〔放火自殺者等を除く住宅火災による死者数の推移〕

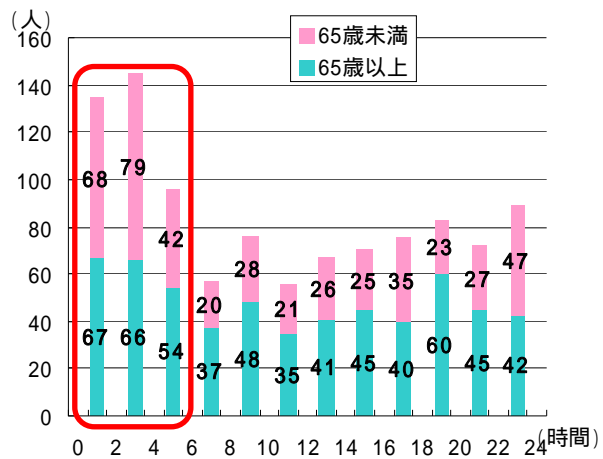


死者が多い原因は？

死亡原因の約70%が「逃げ遅れ」(特に睡眠時間帯に多い)
 火災で亡くなった方の約60%以上が65歳以上の高齢者



死亡原因



時間帯別「死者発生状況」

尊い命を守るため！



「逃げ遅れ」を無くすため！

すべての住宅に「住宅用火災警報器」の設置が義務付けられました。
 住宅用火災警報器は、火災による煙をいち早く感知して住宅内にいる人に警報音等で火災を知らせてくれます。

(就寝中に火災発生)



(住宅用火災警報器が作動)



(初期消火、避難、通報)



消火不能な場合は直ちに避難！



効果はあるの？

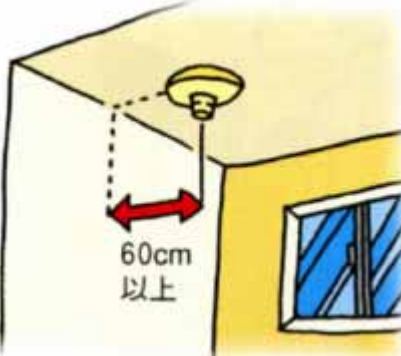
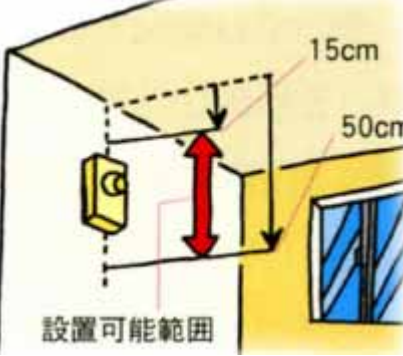

火災対策の先進国であるアメリカでは、1970年代後半に約6,000人の住宅火災による死者が発生していましたが、住宅用火災警報器の設置を義務付けたところ、普及率が90%を超えた2002年には、死者が3,000人弱と約半減したことから、有効性は実証されています。

設置箇所

寝室	階段 2階に寝室がある場合
	

3階建てや部屋数の多い場合は、消防本部までお問い合わせください。最近台所からの火災が多く発生しています。台所にもできる限り設置するよう努めてください。

設置位置

天井に設置する場合	壁に設置する場合	エアコンが近くにある場合
		

Q & A

Q どこで買えるのですか、どんなものがあるのですか？

A 防災設備取扱店、シルバー人材センター、ホームセンター、電気工事店、ガス販売店、JAなどいろいろなところで購入できます。購入にあたっては、NSマークを目安にしてください。



Q どんな種類があるのですか？

A 「煙」を感知するものと「熱」を感知するものがありますが、設置が義務付けられている寝室及び階段については、「煙」を感知するものを必ず設置してください。

Q 電池はいつ交換したらいいですか？

A 音が鳴り電池交換の時期を知らせます。仕様書でご確認ください。

Q 点検は必要ですか？

A 法的な点検は定められていませんが、仕様書に従いご自分で点検を行ってください。

Q 住宅用火災警報器を設置することにより「住宅火災保険の割引」はありますか？

A 平成19年4月1日以降住宅火災保険の割引制度を導入した損害保険会社がたくさんありますので、ご加入の損害保険会社に確認してください。

Q 便利な機能を備えたものはありますか。

A いろいろ販売されています。右図は一例ですが、詳しくは下記消防本部までお問い合わせください。



Q 消防職員による訪問販売を行っていますか？

A 消防職員による訪問販売は一切行っていません。

〔悪質な訪問販売には十分お気をつけ下さい。〕

- 1 消防職員（市役所職員）は販売しません。
- 2 設置することに特別な資格は必要ありません。
- 3 高額で買わされた事例もありますので注意が必要です。
- 4 設置しないことで、罰則が科せられることはありません。

〔万が一被害にあってしまったらクーリングオフ制度を利用してください。〕

（連絡先）・和歌山県消費生活センター 073-433-1551



那賀消防組合では、「一括共同購入」の実施について推奨しています。
「一括共同購入」のメリットや実施方法等についてのアドバイス、便利な機能を備えた住宅用火災警報器についての内容など、下記までお気軽にお問い合わせください。

お問い合わせ

那賀消防組合消防本部予防課

0736 61 1794